

協会の従業員数等

＜統計の目的＞

広く一般の皆様に金融商品取引業界の動向を御理解いただく指標の一つとして、協会の従業員数等の推移を提供することを目的としています。

＜用語の定義＞

- ・「従業員」とは、本協会自主規制規則「協会の従業員に関する規則」第2条第6号に規定する者をいいます。
- ・「外務員」とは、本協会自主規制規則「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第2条第1号に規定する者をいいます。
- ・「役員」とは、金融商品取引法第21条第1項第1号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第247条第2号イに規定する者をいいます。
- ・「外務員資格」とは、本協会自主規制規則「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第4条各号に規定する要件をいいます。
- ・「金融商品仲介業者」とは、本協会定款第3条第9号に規定する者をいいます。

＜作成方法＞

本協会自主規制規則「協会の従業員に関する規則」第16条に基づく協会からの報告（毎年6月末及び12月末時点）を基に集計しています。

＜利用上の注意＞

【会員の従業員数】

- ・本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する地区協会別に計上しています。
- ・報告基準日付（毎年6月末及び12月末）で退職した者については、報告基準日に在籍していたものとして計上しています。
- ・「登録外務員」欄には、従業員（①役員を除き、執行役員を含みます。②派遣社員、アルバイト、パート等を含みます。）のうち、現に従事している業務のいかんを問わず、報告基準日（毎年6月末及び12月末）において外務員の登録を受けている者の人数を計上しています。また、1人の登録外務員で複数の外務員資格を保有する場合は、下表＜資格の順番＞に応じて上位資格の保有者として計上しています（重複計上はしておりません）。

＜資格の順番＞

第1	会員一種
第2	信用取引
第3	会員二種

【特別会員の従業員数】

【特定業務会員の従業員数】

- ・現に従事している業務のいかんを問わず、報告基準日（毎年6月末及び12月末）におい

て外務員の登録を受けている役員（執行役員を除きます。）又は従業員（派遣社員、アルバイト、パート等を含みます。）の人数を計上しています。

- ・報告基準日付（毎年6月末及び12月末）で退職した者については、報告基準日に在籍していたものとして計上しています。
- ・「従業員数」欄の従業員の区分は、報告基準日において外務員の登録を受けている従業員を、保有する外務員資格に応じて計上しています。また、1人の登録外務員で複数の外務員資格を保有する場合は、下表＜資格の順番＞に応じて上位資格の保有者として計上しています（重複計上はしておりません。）。

＜資格の順番＞

第1	会員一種	第4	特別会員一種
第2	信用取引	第5	特別会員二種
第3	会員二種	第6	特別会員四種

【金融商品仲介業者の登録外務員数等（会員）】

- ・金融商品仲介業者（法人・個人とも）において、報告基準日（毎年6月末及び12月末）に外務員の登録を受けている者の人数を計上しています。

【金融商品仲介業者の登録外務員数等（特別会員）】

- ・金融商品仲介業者（法人・個人とも）において、報告基準日（毎年6月末及び12月末）に外務員の登録を受けている者の人数を計上しています。

＜公表時期＞

毎年8月及び2月頃を目途に、本協会ホームページにて公表いたします。

＜お問い合わせ先＞

資格管理部登録グループ（TEL：03-6665-6779）